

宮崎県医療審議会運営規程の一部改正について

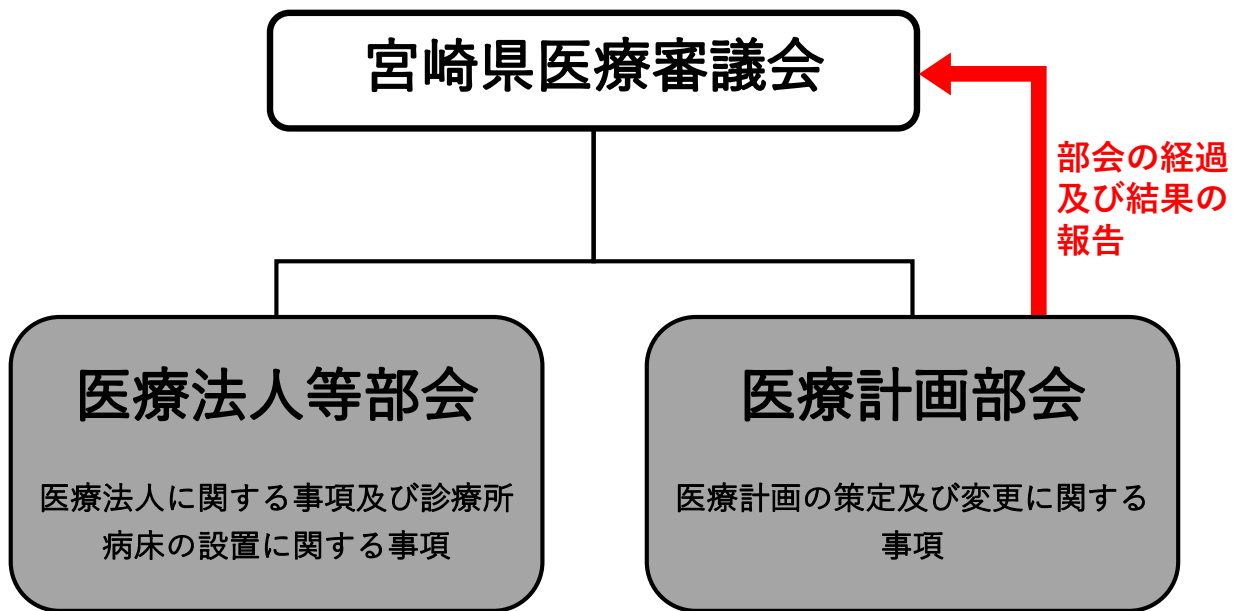
1 改正の理由

これまで医療計画の策定及び変更に当たっては、医療審議会とは別に、「医療計画策定委員会」を設置し議論を行ってきたが、議論の場の位置付け及びその過程を明確化する観点から、当該委員会に代えて、医療審議会に「医療計画部会」を設置するもの。

2 改正の概要

- (1) 医療審議会に、新たに「医療計画部会」を設置する。
- (2) 医療計画部会は医療計画の策定及び変更に関する事項を調査審議し、その経過及び結果を医療審議会に報告することを基本とする。

なお、医療審議会は、医療計画部会における調査審議結果について審議し、決議する。



【参考】医療法施行令（昭和23年政令第326号）（抜粋）

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

改正前	改正後						
<p>(部 会)</p> <p>第5条 審議会に<u>医療法人等部会</u>（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会は、<u>医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項を調査審議する。</u></p> <p>3 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p>	<p>(部 会)</p> <p>第5条 審議会に<u>次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 438 2013 719"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 438 1303 496">部 会</th> <th data-bbox="1303 438 2013 496">事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 496 1303 608"><u>医療法人等部会</u></td> <td data-bbox="1303 496 2013 608"><u>医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 608 1303 719"><u>医療計画部会</u></td> <td data-bbox="1303 608 2013 719"><u>医療計画の策定及び変更に関する事項</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p> <p>3 <u>前項に定める場合を除き、部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</u></p>	部 会	事 項	<u>医療法人等部会</u>	<u>医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項</u>	<u>医療計画部会</u>	<u>医療計画の策定及び変更に関する事項</u>
部 会	事 項						
<u>医療法人等部会</u>	<u>医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項</u>						
<u>医療計画部会</u>	<u>医療計画の策定及び変更に関する事項</u>						

宮崎県医療審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(部 会)

第5条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

部 会	事 項
医療法人等部会	医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項
医療計画部会	医療計画の策定及び変更に関する事項

2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 前項に定める場合を除き、部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会

長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和61年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月13日から施行する。